

大学の特許法第30条の学術団体として指定

大学の研究者にとって自分の研究成果を研究集会で発表するのは重要かつ本質的な行為であるが、大学が開催する研究集会で発表してしまったために新規性を喪失し、特許取得ができなかったという事例が報告されている。

特許法第30条は、「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表する」場合を新規性喪失の例外として定めているが、大学の研究活動に対応するため、2001年12月特許庁は「特許庁長官が指定する学術団体」として大学を指定できるように指定基準を改正した。これによって、学術団体として指定された大学における研究発表等も学会発表と同じ取扱いとすることが可能となった（〔参照〕特許庁ホームページ 制度・運用改正「特許法第30条に基づく学術団体・博覧会に関する指定手続等について」）。

ただし、特許法第30条の規定は、自己の発表を新規性喪失の例外とすることにより、自己の発表により自己の特許出願が拒絶されることを防止する例外的な措置に過ぎない。例えば実際の出願までに同一発明について他者の出願や発表があった場合には権利を取得することができなくなるので注意を要する。

新規性喪失の例外（特許法第30条）

